認知症介護研修（法定研修）における留意事項

新型コロナウィルス感染症対策により、受講方法の変更又は延期・中止となる場合があります。自分の受講方法を十分に確認した上で、間違いの無いように申込みください。
申込みをされる場合は、研修交流センターの『研修事業』『認知症介護研修（実践者研修）』のホームページを随時確認してください。

1. 認知症介護研修

・ここで示す認知症介護研修とは、兵庫県の委託を受けて社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団　西播磨総合リハビリテーションセンター　研修交流センター　が実施する以下の法定研修とします。
　⑴認知症介護実践研修（実践者研修）
・受講方法は、以下に示す集合研修やオンライン研修、それらの併用等があります。
　⑴ オンライン研修　受講者が自職場から Zoom を活用したオンラインにて入室し実施する研修
　⑵ 集合研修　　受講者が会場に集まり実施する研修
・受講申込書「受講希望」には「オンライン・集合・どちらでも可」に必ず〇印をつけてください。
・オンライン研修は、カメラ・マイク・インターネットに常時接続できるパソコン環境が必要になります。
・スマートフォンでの受講は不可

2. 受講申込み

・申込責任者及び申込者（受講希望者）は、研修交流センターのホームページから『受講申込書』をダウンロードして、必要事項を明記の上、必要に応じて添付書類を添えて受付期間内にメールでお申込みいただいた上で書類を郵送してください。
・申し込みの際には、必ず『実施要項』及びこの『留意事項』を確認し、申込責任者及び申込者がご了承かつ合意の上お申し込みください。
・「指定する様式を用いていない」「内容の記載漏れ」「提出書類の不揃い」等、**申込提出物に不備があった場合でも申込受付は行うことがあります。但し、選考の優先順位を下げる又は受講不可とする等の不利益が生じることがあります**。提出の際は十分に確認してください。
・申込提出物の到着にはお答えできません。受講不可通知等が届くまで、必ず簡易書留郵便の受領書等を保管しておいてください。
・普通郵便等の利用により不達等の事故が発生した場合、当方は責任を負いかねます。申込みの受付もできません。
・研修交流センターから記載事項について連絡先へ確認する場合があります。必ず申込提出書類の控えを手元に残しておいてください。
・提出された申込提出物については一切返却いたしません。

3. 受講決定

・研修交流センターへの申込締切り後、申込者が定員を上回る場合は厳正な選考の上、受講決定を行います。当法定研修は先着順ではありません。受講決定の詳細内容はいかなる場合もお伝えできません。また、定員を下回る場合は、申込期間を延長する場合があります。
・受講可否については、研修交流センターから郵送される通知を必ず確認してください。電話等でのお問い合わせにはお答えできません。
・研修交流センターへの申込締切り後 2 週間を過ぎても通知が届かない場合はご連絡ください。
・受講決定後は同一法人や同一事業所内であっても受講者の変更はできません。
・オンラインと集合を併用して行う研修において、いずれか一方の受講決定者が 5 名に満たない場合、オンラ

イン研修もしくは集合研修のみへ変更することがあります。

4. 資料代等の支払い方法

・受講決定者には、受講可否通知発送時に『資料代等振込み方法』の案内をします。
・オンライン研修の方には、受講決定通知と請求書を併せて送付します。**お支払いは、指定の口座へお振込み**いただきます。詳細を請求書に記載します。振込手数料は別途ご負担ください。
期日までに指定金額の入金の確認ができなかった場合、受講をお断りすることがあります。
銀行振込での入金の場合は、振込金受取書（振込明細書）を支払いの証拠として大切に保管してください。
預金口座からの振込の場合は、預金通帳の記録が領収書の代わりとなります。
※お支払期日後、資料を郵送します。
・集合研修の方は、受講決定通知のみ送付します。**受講当日（プログラム初日）受付において現金でお支払い**ただきます。領収書を発行します。領収書の宛名には、『受講申込書』の氏名・事業所を基に作成するため、『受講申込書』には正確にご記入ください。

5. キャンセル

・**受講決定後のキャンセル等が無いように『実施要項』『研修プログラム』等十分に確認した上で申し込んでください。**キャンセルにより他の受講希望者が受けられない等、不利益が生じる場合があります。
・都合によりやむを得ず、辞退される場合は、速やかに研修交流センターへ連絡してください。『受講辞退届』を受理することで、正式に辞退手続きが完了します。
・資料代等を既に振り込んでいる場合、『受講決定通知』に記載している期限内（振込締切）のキャンセルであれば、払戻しします。但し、返金は資料代等から払戻しに必要な振込み手数料を差引いた金額となります。
・『受講決定通知』に記載している払戻期限後又は研修中にキャンセルされた場合、資料代等の返金はできません。

6. 研修時間

・研修時間は研修日毎に異なります。プログラムをご確認ください。
・集合研修では受付時に出席確認のため押印します。毎回、同じ印鑑を持参してください。
・オンライン研修では、Zoom の入室時間の記録及び離席等のビデオ確認（録画）にて出席確認を行います。
・都合により、研修時間等が変更することがあります。受講決定後、研修が終了するまで研修交流センターホームページを確認するとともに、当日案内を確認してください。
・進行の状況等により、終了時刻がプログラム上の時間と比べ前後する場合があります。
・研修最終日に修了に向けた事務連絡や修了式を開催するため、プログラム上の時間より遅くなることがあります。
・オンライン研修では、別途 Zoom 活用方法説明会を開催し、研修における Zoom の活用について事前説明を行います。

7. 研修会場

・集合研修の会場は、原則として西播磨総合リハビリテーションセンター　研修交流センター　1 階　交流ホール（たつの市新宮町光都 1-7-1）となります（自施設実習を除く）。
・自家用車でのお越しの場合は、当センター**西側の駐車場**を使用してください。指定場所以外での駐車は、ご遠慮ください。
・オンライン研修は原則自職場になります。環境を整え、他の受講者への配慮の上、受講してください。自宅での受講は禁じます。

8. 研修時の遅刻及び欠席

・修了証の発行には、厚生労働省が定めた時間数の講義を受講することが必要となります。
・遅刻・欠席・早退の場合、研修の修了証の発行はできません。時間に余裕をもって来場・入室してください。
・公共交通機関の遅れ等、やむを得ない遅刻や欠席の場合は、研修当日の 8 時 45 分以降から研修開始時間までに、必ず電話にて地域支援・研修交流課（0791-58-1070）まで連絡をしてください。
・講義中の無断離席は、いかなる理由があっても、遅刻や早退と同様の扱いとします。
・接続や電源供給等の不具合によりオンライン研修が受講できない場合、当方基準に基づき、遅刻・欠席相当とします。
・研修中の休憩時間については、当日のアナウンスを確認して厳守してください。守れない場合、無断離席とすることがあります。

9. 研修の変更及び中止

・警報や注意報が発表されている場合でも原則研修を実施します。変更・中止につきましては、受講者の判断ではなく、研修交流センターホームページ等を十分に確認してください。
・研修開催市町又はオンライン研修拠点（西播磨総合リハビリテーションセンター内で開催時、**たつの市**（波浪・高潮特別警報を除く）において、研修開始の 3 時間前に特別警報が発表されている場合は、原則研修を中止します。また天災等不可抗力により、開催が困難と判断した場合は、研修を変更・中止することがあります。いずれの場合も、研修開始前の約 3 時間前に当研修交流センターのホームページに掲載します。但し、やむを得ない状況によりアップロードできない場合はこの限りではありません。
（兵庫県立西播磨総合リハビリテーションセンター　研修交流センター　ホームページアドレス）
http://www.hwc.or.jp/nishiharima/seminar_exchange/
・警報や注意報や警報が発令中に研修が行われる際は、個人の判断・責任により十分にご留意の上、研修会場までお越しください。

10. 修了証

・修了基準を（全プログラム修了、実習報告・レポート等の修了可等）を満たしたものに兵庫県知事の修了証を授与します。
・修了証には『受講申込書』に記載している氏名・生年月日を印字します。『受講申込書』の氏名及び生年月日は間違いのないように正確に記入してください。
・研修交流センターは修了者を把握・管理する目的で、氏名・生年月日・事業所名・事業所住所を修了者名簿に記載し、兵庫県健康福祉部健康局健康増進課へ通知します。
・次の場合修了証を取消もしくは交付できないことがあります。
⑴『受講申込書』の記載内容に虚偽があった場合
⑵『実施要項』及び「本留意事項」の記載内容に違反または逸脱した場合
⑶欠席、遅刻、早退、離席等があった場合（研修交流センターが認めた者は除く）
⑷実習提出物等の期限が守られない、研修態度が好ましくない等の場合
⑸その他、研修の目的が達成されないと判断された場合
これらに該当する場合、兵庫県健康福祉部健康局健康増進課及び推薦市町、自職場の申込責任者（所属長）等へ通知します。

11. 新型コロナウイルス感染症対策における変更及び中止について

・新型コロナウイルス感染症対策の一環として、認知症介護研修を変更及び中止する場合があります。変更及び中止につきましては、委託元である兵庫県と協議の上決定します。
・変更及び中止の決定は、研修交流センターからのホームページに掲載します。受講申込者や受講決定者、申

込責任者は随時確認してください。

・研修開催後、やむを得ずプログラム途中で研修中止となった場合、修了できないことがあります。

12. 研修中止による資料代等の返金について

・研修初日までに（当日を含む）全科目が中止となった場合、資料代等を返金いたします。（既に振込みを済ませている方に限ります。但し、返金手数料は差引かせていただきます。）その他、申込時の振込手数料、本研修にかかる書類の送料等は返金できません。

・研修日および受講方法の変更や代替対応による実施、研修開催後にプログラム途中で研修中止となった場合、この限りではありません。

13. 新型コロナウィルス感染症予防対策に係る研修受講返金の取扱いについて

・急な体調不良（発熱等の風邪症状）や感染が疑われる等の新型コロナウィルス感染症予防に伴う受講辞退については、修了証書の交付はいたしかねますが、受講料につきましては、受講日数により日割り計算で返金させていただきます。その他、申込時の振込手数料、本研修にかかる書類の送料、宿泊費、交通費等は返金できません。

14. 個人情報の取り扱い

・お預かりした個人情報は以下の目的に利用いたします。

受講決定の可否通知、修了証の発行、修了者名簿の登載、研修時における作成物・報告書等の資料、受講者名簿、研修時の掲載名簿、名札の作成、研修サービス業務、研修・セミナー等のご案内の送付、その他地域支援・研修交流課が必要と判断したもの

・お預かりした個人情報は必要に応じて、第三者への提供を行う場合があります。

受講者が勤務する法人の申込責任者や法人の代表、勤務する施設のある市町担当課、県、研修講師等、同研修受講者等（研修内容で作成物・報告書等を共有する場合があります）

・その他

実施確認等のため、個人情報を配慮した上で研修時における作成物や研修風景等を撮影する場合があります。また個人を特定できない範囲で、研修時の様子を事業紹介等で使用することがあります。

15. 知的財産権及び使用権

・申込責任者もしくは申込者は、以下の規定を遵守するものとします。

⑴ 研修に使用される研修教材の知的財産権は知的財産所有者である研修交流センターに帰属します。

⑵ 研修交流センターに許可なく、知的財産を複製、一般書籍を含む印刷物への転用、発表又は出版等、知的財産権の侵害となる一切の行為を禁止します。

⑶ 研修設備等の撮影、及び研修内容の撮影もしくは録音を禁止します。
（演習の成果物等、講師の許可がある場合は可）

・研修資料、教材等の使用権を申込責任者もしくは申込者に与えるものではありません。

16. 情報漏えい防止

・講義の録画・録音や撮影はお断りします。但し、許可がある場合は除きます。

・研修内容を公開するようなソーシャルメディア等への投稿は固くお断りします。

17. 集合研修の受講中の事故等についての対応

・受講者の不注意による事故と判断された場合は、原則自己責任とします。

・不慮の事故等の場合は、双方の話し合いにより解決に努めます。

18. 苦情相談窓口

・苦情相談に関する連絡先

兵庫県社会福祉事業団　西播磨総合リハビリテーションセンター　総務部　地域支援・研修交流課

TEL　０７９１-５８-１０５０（代表）

（問い合わせ先）

兵庫県社会福祉事業団　西播磨総合リハビリテーションセンター
総務部　地域支援・研修交流課　認知症介護研修担当　北川・木村
住所　〒679-5165　たつの市新宮町光都１丁目７番１号

TEL　０７９１-５８-１０５０（内線２０５　２０７）FAX　０７９１-５８-１０７０
ホームページ　https://www.hwc.or.jp/nishiharima/seminar_exchange/

※電話等での問合せは12/29～1/3 及び祝日除く　月～金９時～17 時とします。
※担当者が不在の場合、すぐに回答できない場合があります。